

# 自動貸金庫規定

## 第1条 格納品の範囲

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 貴金属・宝石類その他の貴重品
  - ② 公社債、株券その他の有価証券
  - ③ 権利書その他の重要書類
  - ④ その他当金庫が差し支えないと認める物
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

## 第2条 契約期間等

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとし、契約期間満了日までに借主または当金庫から解約の申し出をしないかぎりこの契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

## 第3条 使用料

- (1) 貸金庫の使用料は、1年前払いをするものとし、毎年4月当金庫所定の日、借主が指定した預金口座から、普通預金（総合口座）通帳同払戻請求書または小切手によらず払い戻しのうえ、使用料に充当します。  
振替日において指定預金口座の残高が使用料の金額に満たないときは直ちに入金してください。この場合、当金庫は振替日以外であってもこの口座振替の方法で自動引落しすることができるものとします。  
なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月から月割り計算により支払ってください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。  
変更後の使用料は、変更日以降最初に到来する前項による引落とし分から適用します。
- (3) 契約期間途中において借主の都合により解約する場合は、既にお支払い頂いた手数料は払い戻しいたしません。

## 第4条 鍵等の保管

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫立会のうえ借主が届出の印章（または署名）により封印し、当金庫が保管します。
- (2) 借主および借主があらかじめ届出た代理人に貸金庫ご利用カード（以下「ご利用カード」という）を発行致しますので、借主および代理人が保管してください。

## 第5条 貸金庫の開閉等

- (1) 貸金庫の開閉は、借主および代理人が行ってください。
- (2) 貸金庫室への入室にあたっては、専用入口に備え付けの解鍵操作盤にご利用カードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作のうえ入室してください。
- (3) 格納品の出し入れは、正鍵により開庫して行ってください。  
なお、閉庫後は、貸金庫の施錠並びに所定の位置への返却を確認してください。

## 第6条 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、また印章、名称、代表者、代理人、住所、暗証その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって取引店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。ご利用カード、正鍵を失ったときもしくは毀損したときも同様とします。

- (2) 届出のあった名称、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、到着しまたは到着しなかったときでも、通常到着すべき時に到着したとみなします。

#### 第7条 印章、鍵の紛失時等の取り扱い

- (1) 印章、ご利用カードもしくは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要する費用を支払ってください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

#### 第8条 暗証照合等

操作機により、ご利用カードを確認し、操作機利用の際使用された暗証との一致を確認のうえ、開庫その他の取り扱いをいたしました場合は、ご利用カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

#### 第9条 印鑑照合等

諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて届出の受付その他の取り扱いをいたしましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

#### 第10条 損害の負担

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の事故等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

#### 第11条 反社会的勢力との取引拒絶

この貸金庫は、第12条第3項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第12条第3項第1号、第2号AからFまたは第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

#### 第12条 解約等

- (1) この契約は、借主の申し出によりいつでも解約することができます。この場合、ご利用カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続きをしたうへ貸金庫を直ちに明渡ししてください。なお、ご利用カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、この他第7条に準じて取扱います。
- (2) 次の各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はいつでも契約を解約できるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうへ貸金庫を明渡ししてください。第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
  - ①借主が使用料を支払わなかったとき
  - ②借主について相続の開始があったとき
  - ③借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
  - ④店舗の改装、閉鎖その他相当の事由があるとき

- ⑤借主または代理人がこの規定に違反したとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、借主と取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することが出来るものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続をしたうえで貸金庫を明渡してください。
- ①借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ②借主または代理人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団
  - B. 暴力団員
  - C. 暴力団準構成員
  - D. 暴力団関係企業
  - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - F. その他前各号に準ずる者
- ③借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他前各号に準ずる行為
- (4) 前3項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または解約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの属する月までの使用料相当額を月割り計算により支払ってください。
- なお、当金庫はこの金額を明渡しの日には第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3ヵ月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途保管しもしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄できるものとします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしだい支払ってください。

### 第13条 貸金庫の修繕、移転等

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引き取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

### 第14条 緊急措置

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の措置をすることができるものとします。このために生じた損害については当金庫は責任を負いません。

### 第15条 譲渡、転貸等の禁止

貸金庫の使用権は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

### 第16条 保証人

保証人は、この契約による借主の義務について借主と連帯して履行の責に任じます。契約期間延長の場合も同様とします。

### 第17条 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知するこ

- とにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上